

# 社会福祉法人高槻ライフケア協会 定款施行細則

## 第1章 細 則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人高槻ライフケア協会（以下、「法人」という）が法令及び法人の定款（以下、「定款」という）の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会の運営)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会の運営細則による。

## 第3章 評 議 員

(評議員の改選)

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行うこととする。

(評議員選任関係書類)

第4条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補予定者から次の資料の提出を求めるものとする。

(1) 就任承諾書

(2) 誓 約 書

(3) 履 歴 書

(4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、親族等特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 評議員選任・解任委員会で選任された評議員に対して、すみやかに「委嘱状」の交付を行う。

3 前2項の資料は、個人情報保護に留意して保管する。

4 第1項の資料を提出した者で評議員に選任されなかった場合は、第1項の資料は返却しなければならない。

(中途辞任)

第5条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に届出なければならない。

(解任の提案及び手続)

第6条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対してその理由を示した上で、弁明する機会を付与しなければならない。

2 当該評議員は、聴聞する期日に出席して弁明し、証拠書類又は証拠物（以下、「証拠書類等」という）を提出し、又は聴聞の期日の出席に代えて弁明書又は証拠書類等を提出することができる。

- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理と経過を記載した聴聞記録書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞記録書の閲覧することができる。

(欠員の補充)

第7条 評議員に欠員が生じたとき、又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数になった場合は、速やかに選任補充を行うものとする。

(評議員の名簿)

第8条 理事長は、評議員の選任後はすみやかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

## 第4章 評議員会

(評議員会の招集)

第9条 評議員会の招集は、次の事項を記載した書面により召集日の1週間前までに通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である議題
- (3) 議案の概要
- (4) 定時評議員会の招集にあつては、貸借対照表及び収支計算書及び事業報告書並びに監査報告書

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3 前項の規定により開催する場合は、評議員全員から同意する書面を受理し、保存するものとする。

(評議員提案権)

第10条 評議員が一定の事項を評議員会の目的とすることを理事に請求するときは、評議員会を開催する日の4週間前までに行わなければならない。この場合に評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載又は記録することを請求することができる。

(報告事項)

第11条 評議員会へ報告すべき事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が評議員から報告を求められた事項

(報告の省略)

第12条 評議員全員に対し評議員会に報告事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告を要しないことについて評議員全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合は、必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、及び次の項目に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 当該事項について調査を必要とする場合

(2) 説明することで当法人及びその他の者の権利を侵害することになる場合

(3) 当該事項について説明しない正当な理由がある場合

(議事録)

第14条 評議員会の議事録には、次の事項を記載する。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名

(4) 社会福祉施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事の意見等

(5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録を作成した者の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 作成した議事録は、各評議員に周知するものとする。

4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会から10年間は主たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第15条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び審議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第5章 役員

(役員の改選)

第16条 役員改選は、理事及び監事の任期満了前に行うものとする。

(役員選任関係書類)

第17条 評議員会に役員選任候補者の提案を行う場合は、理事会の開催前に役員選任候補予定者から次の資料の提出が必要である。

(1) 履歴書

(2) 誓約書

(3) 就任承諾書

(4) その他役員欠格事由、兼職禁止、親族等特殊関係者に該当しないことを確認する資料

2 評議員会で選任された役員に対して、すみやかに「委嘱状」の交付を行う。また、第1項の資料とともに個人情報保護に留意して管理するものとする。

3 第1項の資料を提出し、役員に選任されない場合には、第1項の資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第18条 役員は、やむを得ない事情で任期途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届出なければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任

することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の不調で職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(解任の提案及び手続)

第 20 条 評議員会に役員解任を提案する場合は、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員にたいし、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該役員は、聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、又は出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理経過を記載した聴聞調書を作成する。
- 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第 21 条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第 22 条) 理事長は、役員選任後にすみやかに役員名簿を作成し、主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

## 第 6 章 理 事 会

(理事会の開催)

第 23 条 理事会は、毎会計年度に 5 月、8 月、12 月、3 月の年 4 回開催する。

- 2 その他、理事会は次の事項のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事が法人の目的の範囲外の行為、法令若しくは定款に違反する行為をし、法人に著しい損害が生じるおそれがあり、理事長以外の理事から会議の目的を示して理事長に召集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の招集通知がない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 監事から理事長に召集の請求があったとき(社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項)、若しくは、請求のあった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の招集通知がない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(議長)

第 24 条 理事会の議長は、その都度選任するものとする。

- 2 理事会の決議(特別決議を除く)において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
- 3 理事会は、必要ある時は職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(法人の業務執行の決定)

第 25 条 理事会で決定すべき法人の業務は次の通りとする。

- (1) 事業計画、収支予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (3) 事業報告、収支決算
- (4) 社会福祉事業・施設の許認可関係
- (5) 管理者等の任免その他重要な人事
- (6) 基本財産の取得・処分、担保提供等
- (7) 金銭の借入
- (8) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (9) 事業・施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (10) 寄附金の募集に関する事項
- (11) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
- (12) 新たな事業の経営又は受託
- (13) 社会福祉充実計画の策定
- (14) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (15) その他日常の業務として理事会が定める理事長等の専決事項以外の全ての法人の業務に関する事項

(報告事項)

第 26 条 理事会へ報告すべき法人の業務は次の通りとする

- (1) 理事長の職務の執行状況
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他役員から報告を求められた事項

(報告の省略)

第 27 条 理事又は監事が、理事又は監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長の職務の執行状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 28 条 監事は、理事会に出席し、必要あるときは意見を述べなければならない。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 社会福祉施行規則第 2 条の 17 第 3 項第 2 号に定める方法で招集されたときは、その旨
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 特別の利害関係を有する理事の氏名
- (5) 社会福祉施行規則第 2 条の 17 第 3 項第 5 号に規定する意見又は発言の概要
- (6) 出席した理事、監事の氏名
- (7) 議長の氏名

2 議長は、議事録の正確さを期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 作成した議事録は、次回の理事会で理事及び監事に供覧するものとする。

4 議事録は、議案書、報告並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から 10 年間は主たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第 30 条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

## 第 7 章 決算・監査

(資料の作成)

第 31 条 理事長は、会計年度終了後 3 月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第 32 条 監事は、前条の資料を受けた後監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第 33 条 前条の監査報告の内容は、次の通りとする。

- (1) 監査の日時及び場所、立会人がいるときはその氏名
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及び附属明細書が当法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当法人の状況を正しく示しているかについての意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- (8) 監査報告を作成した日

(備え置き)

第 34 条 第 31 条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(評議員への提供)

第 35 条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

## 第 8 章 事務の専決

(事務の専決)

第 36 条 定款第 25 条の規定により理事長が専決することができる事項は、別表の通りとする。

- 2 理事長が専決することができる事項については、その一部を管理者の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第 37 条 理事長又は管理者が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長の職務の執行状況の中で理事会に報告しなければならない。

- 2 管理者が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、

すみやかに理事長に報告しなければならない。

## 第9章 そ の 他

(秘密の保持)

第38条 当法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第39条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この細則は、2018年6月18日から施行する。